請願書

平成21年3月2日に上程され、継続審査となっていた「八潮市議会議員定数削減を求める請願書」について、定例会最終日の6月17日に採決が行われ、議会運営委員会での審査の結果と同様に、不採択とすべきものと決しました。

請願書の内容、本会議での討論の要旨については次のとおりです。また、会派別の議決結果については3ページをご覧ください。

請願名　八潮市議会議員定数削減を求める請願書

要　旨　平成21年9月実施予定の八潮市議会議員選挙から議員定数を現在の24名を20名に削減する請願

理　由　私たち「八潮市議会議員の削減を求める市民の会」は選挙により選出された八潮市議会議員各位に対し、その責務をしっかりと果たしているか常に関心を持ち、より良い「八潮市」の創造を願っております。また、市民の声に耳を傾け、行政や議員に対する想いを聞いて参りました。市民の議員への関心は大変高く、近隣市と比較するとどうなの？報酬は？年金は？等々たくさんのご意見を頂きました。

なかでも定数が多すぎないか！という声が大変多く、私たちも近隣市との比較調査を実施致しました。その結果、下記に明記した通り、人口比・面積比でも議員数が多いことが判明しました。20年12月議会において議員提案により、「議員定数削減案」が提出され、私たちは議員自ら、厳しい状況を認識しご判断して頂けるものと期待をしておりましたが反対多数で否決されたことは市民と議会の意識のずれを表しているものと思い、誠に残念です。

一方で今後の財政見通しが非常に悪いことが12月議会において判明し、市政全般の見通しが急務であると思います。また、最近の情報では21年度は市職員の給料を平均5％削減せざるを得ないとの事で、財政の悪化が進んでいる状況を私たちは危惧しております。八潮市は今後もインフラ整備に多額の費用が見込まれます。さらには福祉関連費の増大、公債費の負担等々。また、不況による税収減も考慮しなければならないと思います。議員各位におかれては厳しい現状を認識し、大局的見地に立ち、痛みを共に分かち合い、次代に禍根を残さないためにも定数削減を審議して頂きたく、賛同する5577名の署名を添え、請願いたします。

上記、地方自治法124条の規定により請願いたします。

請願者　八潮市八條2415－1　八潮市議会議員の削減を求める市民の会代表　飯山　松男　ほか5名

賛同者　5577名

市名	人　口	議員数	議員一人当りの人口	面積（㎢）	議員一人当りの面積
八潮市	81,261	24	3,385	18.03	0.75
越谷市	322,437	32	10,076	60.31	1.89
草加市	241,279	30	8,042	27.42	0.91
三郷市	130,854	26	5,032	30.41	1.17
吉川市	65,000	20	3,250	31.62	1.58

＊人口は平成20年12月1日現在（外国人を含む）

※受付時の原文を掲載

賛成討論（市民と市政をつなぐ会）

現在、我が国の地方自治体を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いており、各自治体においても行財政改革が大きく叫ばれています。地方議会の改革も例外ではなく、今回のような市民側から提出された議員削減の請願も、議会も同様に痛みを分かち合うべきだという意見が基本的な理由だと思います。しかし、そういった要求の裏には根強い政治家に対する不信感が存在すると思います。

今回、5605名の賛同署名とともに請願が提出されたわけですが、私達議員は市民から負託を受けた議員として、その職務をきちんと果たしているか、反省しなければならないと思っています。

さて、ご承知のように地方議会は2元代表制であり、国の1元代表制とは異なります。地方議会の大きな役割は、執行機関のチェックです。チェックする者がいなければ、地域の均衡ある適正な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保することは難しくなります。21世紀の地方自治体及び、地方議会には「自立」と「自律」、自ら立つ事と、自ら律することが課せられています。いかに国に依存せず、地方の将来を自らの頭脳で考え出し、いかにして持続可能な経済社会を構築することができるかが問われています。だからこそ、議会を構成する議員は、絶えず研鑽を積み、時代の変化を的確に読みとり、自分の利害を抜きにして行動できるといった質の高さが必要とされる時代です。

ですから、市民の側も、議員を選ぶ選挙では、地縁・血縁でなく、議員として市民のために活動してくれる人かどうかを見極めた上で投票するように変わっていく必要があると考えます。

議員定数に関しては、地方自治法91条で上限数が規定されていますが、この定数の基本的考え方は明治時代につくられ、修正案が出されたのも昭和21年（1946年）となっており、当時と現代では、社会情勢も大きく変化・乖離しているのは説明するまでもありません。現在、自治法で自治体規模で上限が定められている議員定数がネックになっているため、議員数の削減が進まないので、これを撤廃する方向で第29次制度調査会では、議論がされています。

私達は、この請願に賛成しますが、定数を削減するだけでは、この問題は今後もずっと続いていくと思います。

今回の請願を機に、私達議員も、議員個人、そして議会としてこの問題を今後も積極的に議論し、自ら積極的に行動・情報発信して、今以上に市民から見て、透明性の高い、信頼される議会を目指す必要があると思います。

以上、申し述べて請願を採択することに賛成の意を表し、討論といたします。

反対討論（自民クラブ）

第29次地方制度調査会「今後の地方行政体制のあり方に関する答申（案）」の「議会制度のあり方」では、「議会の議員定数については、現在、その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべきである」とされています。

賛成討論とは見解が異なりますが、答申案をまとめた専門小委員会の林宜嗣委員長は、市町村アカデミーの講義にて「議会の多様性を容認し、地域によって議会のあり方が違っていてもよい。これは、地域によっては法定定数よりも多い地域があっても良い」という見解とともに、「行政との対立軸を認識しつつ、政策立案の役割を担うべき適正人数を考えるべき」更に「多くの議会では、行財政改革の一環で定数を削減しているのではないだろうか？定数削減によって議会機能の強化になっているのか？かえってその後の議会の評価が下がってしまうという負の連鎖では？」と、定数削減の理由と、議会の行く末に疑問を投げかけております。

また、我々自民クラブでは、人口に対する議員数の割合が日本一少ない大東市についても調査いたしましたが、大東市では「今後も合併をしない方針」という前提での行財政改革が大きな削減理由となっており、合併の選択肢を持つ本市とは状況が異なるとの見解に至りました。最終的には「定数については自主的に判断をすべき」と、牧之原市の先進事例にならい、会派12名全員にアンケートを実施したところ、「今後も人口の増加が見込まれると共に議会機能も強化していく必要がある」等々の理由から「現状のままでよい」という意見や、一方で「15人」や「18人」との意見もありましたが、「市民の声も考慮し2名減が妥当である」という意見が最も多かった事を尊重し、更に様々な観点から協議を重ねた結果、会派総意で定数を「22人」とする議員提出議案を今議会に提出することとなりました。

よって、定数を「20人」とするこの請願の採択については反対いたします。